

準備預金制度に関する答申

(31. 2. 21)

わが国の通貨調節の手段としては、現在すでに公定歩合政策、公開市場操作があるが、わが国の金融制度の整備を図るため、新たに通貨調節手段としての準備預金制度を創設することが適当である。

この準備預金制度は、金融機関の預金の一定割合の現金を日本銀行に預入させ、この割合を変更することによって通貨量の調節を図る制度とすべきであつて、預金支払準備的要素は加味しない。

また、本制度は、その運用の円滑を期するため、通貨調節に必要な限度において、できるだけ簡素なものとするのが望ましい。

1. 準備預金制度の具体的内容は次の通りとする。

- (1) 本制度は法律をもつて設ける。
- (2) 対象金融機関は、法律上は銀行その他の金融機関を包含しうることとするが、運用上は弾力的な運営をはかるため、その対象を必要最少限度の範囲にとどめることが望ましい。当面、日本銀行取引先金融機関の範囲内で定めることとし、全国銀行程度を予定する。なお、在日外国銀行も含めるものとする。
- (3) 対象預金は、定期積金を含む総預金とする。ただし、実情に応じた運用を図るため、外貨預金および在外店舗預金はこれを除外する。
- (4) 準備の内容は、日本銀行預け金とする。
日本銀行預け金の性格などにかんがみ、預け金は無利子とするのが適当である。
- (5) 法定の準備率は、最高限のみを設け、最低限は設けない。

準備率は、制度としては定期性預金および要求払預金に区分することができるようにしておくことが適当であり、運用面においても、実情に応じて預金の種類により準備率を異にすることを考慮すべきである。ただし、制度運用の当初は、さしあたり預金により区分を設けることなく一本で運用することが望ましい。

なお、制度としては金融機関の種類、規模、所在地などによつて区分することができるようにしておくことが適当である。

- (6) 法定の準備率の最高限は、従来の経済変動の幅、金融機関の日本銀行預け金の実情ならびに将来の必

要性などを考慮して10%とする。

- (7) 預け金および預金の計算方法は、1ヵ月間における毎日の残高の平均による。ただし、計数整理の便宜のため、預け金と預金との計算期間を実情に応じて若干期間ずらすことが適当である。
- (8) 本制度の実効を確保するため、預け金が(7)の計算により必要とされる額に達しないときには、不足額について日本銀行基準割引歩合の日歩1銭高程度の金額を徴収する。
- (9) 準備預金制度の運用は、公定歩合政策、公開市場操作とともに、日本銀行において行うことが適当である。
- (10) 前項の趣旨を法制化するに当つて、現行法制との調和をはかるため、やむをえないならば暫定的に大蔵大臣に消極的性格を有する権限を保有せしめることが考えられる。この場合においても、本制度の立法化および運用に当つては、大蔵大臣は中央銀行としての日本銀行の意向を十分に尊重するとともに、日本銀行としても大蔵大臣との間に緊密な連繫を保ち、前項の趣旨に沿うことが望ましい。

なお、政府と日本銀行との基本的関係は、将来日本銀行法改正の審議の際、白紙の立場において検討されるべきものである。

2. この制度を創設するについては、公定歩合政策、公開市場操作を一層有効に行いうる条件を整えるよう努力するとともに、これら三つの通貨調節手段はそれぞれ違つた特徴をもつており、相補充する関係にあるものといえるので、これらが調和をもつて運営されるよう配慮すべきである。

なお、制度の発足に当つて(準備率の決定準備率を設けない場合を含む)は、経済の実情に照らし慎重を期すべきである。

3. 財政の規模の拡大ともない、その金融面に及ぼす影響が大きくなつているので、この制度により通貨調節の実効を挙げるためには、財政の健全性の維持が強く要請されるとともに、国庫の対民間収支の時期的調整についても、すみやかに根本的な制度の検討が行われることを要望する。